

日立シビックセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり日立シビックセンターの指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

日立市長職務代理者

日立市副市長 梶山 隆範

記

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 1 施設の名称 | 日立シビックセンター |
| 2 指定管理者 | 公益財団法人日立市民科学文化財団 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |

(提案説明)

日立シビックセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。